

生命科学・医学系研究に関する申合せ

2016年4月1日制定

2017年4月1日改正

2017年6月20日改正

2020年2月20日改正

2021年10月18日改正

2022年2月16日改正

2023年10月16日改正

同志社女子大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「医学系研究」という。）について、「人を対象とする研究計画等の審査についての申合せ」の記載に加え、下記のとおり申合せを。

記

1. 委員会委員名簿及び委員会の開催状況を、倫理審査委員会報告システムに年1回報告する。
2. 医学系研究に関する倫理審査申請をする予定のある研究者、及び委員に対して必要な講習等を行う。
3. 審査では必要に応じて、研究責任者に対し実施計画の説明を求める。また、本学所属の研究責任者及び研究実施者に委員会の指定する教育訓練の受講報告を求める。
4. 研究責任者に対して医学系研究の進捗状況及び終了結果を学長に報告することを求める。
5. 研究責任者を変更する場合は、新規に申請を行うこととする。
6. 承認の最長期間は5年とする。5年を越えて研究を継続する場合は、新規に申請を行うこととする。
7. 病院等医療機関等における臨床検査データを利用する研究については、本学教員が当該医療機関等で利用許可を得ていることを要件とする。またデータ利用に際しては、患者名等を特定できないように配慮する。

以上

この申合せの改廃は、委員会において決定する。

附則

この申合せは、2024年4月1日から施行する。